四　旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士（次号において「農業協同組合監査士」という。）に選任されていた者が組合に対する監査の業務に従事することができること。

五　農業協同組合監査士に選任されていた者であって公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三条に規定する公認会計士試験に合格した者であるものが、同法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間及び同法第十六条第一項に規定する実務補習の受講に関し、農業協同組合監査士としての実務の経験等を考慮され、円滑に公認会計士となることができること。

2　政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会（存続全国中央会を含む。）による協議の場を設けるものとする。

（自主的な取組の促進及び検討）

第五十一条　政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

第五十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項中「第九十八条第十一項」を「第九十八条第十五項」に改め、同表農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第二号中「第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項」を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九号を第十九号とし、第八号を第十八号とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第五号を第十五号とし、第四号を第十四号とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四条第三項」を「において準用する第四条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

九　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

十　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

十一　第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

十二　第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

十三　第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第二号の次に次の五号を加える。

三　第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

四　第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

五　第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

六　第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

七　第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

別表第一特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の項中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改め、同表農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の項中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の項第四号及び第五号中「第七条第十三項」を「第七条第十五項」に改める。

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項に次の一号を加える。

四　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

（金融商品取引法の一部改正）

第五十三条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「第五条」を「第四条」に改める。

附則第三条の二中「第十一条の二の四及び第十一条の十の三」を「第十一条の五及び第十一条の二十七」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第五十四条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第六項中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）」に、「聞き」を「聴き」に、「同項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県機構に意見を聴くことを要しない。